# 令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6一個)

政策分野名【施策名】	森林の有する多面的機能の発揮		林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/ 木材産業課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	適切な森林施業の確保、面的なまとまりをもった森林管理、再造林の推進、野生鳥獣による被害への対策の推進、適切な間伐等の推進、路網整備の推進、複層林化と天然生林の保全管理等の推進、カーボンニュートラル実現への貢献、国土の保全等の推進、新たな山村価値の創造、国民参加の森林づくり等の推進、国際的な協調及び貢献等	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健 全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	<ul> <li>・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の1</li> <li>・全国森林計画(令和5年10月13日閣議決定) Ⅲの2</li> <li>・森林整備保全事業計画(令和6年5月24日閣議決定) 第2</li> <li>・成長戦略2021(令和3年6月18日閣議決定) 1(7)、13(2)</li> <li>・農林水産省地球温暖化対策計画(平成29年3月14日決定、令和3年10月27日改定)</li> </ul>	政策評価 実施予定時期	令和7年8月

	施策(1)	適切な森林	施業の確保									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	適正な伐採	と更新の確保	<b>やいまた という という という という という こうかい こうかい という こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい こう</b>								
	目標(1) 【達成すべき目標】	適正な伐採	と更新の確保	1								
							年月	度ごとの目:	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実 ・	<b>績値</b>	1	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可开刀块	
									19	26		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)イ「適正な伐採と更新の確保」に該当するアウトカム指標として設定。
		0		70		_	_	_	万ha	万ha		【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 主伐後の確実な再造林の実施が適正な伐採と更新を確保する上で重要なことから、「令
ア	令和3年度以降に人工造林を実施 した面積	万ha	2年度	万ha	12年度	3.4 万ha	6.7 万ha	10.2 万ha (暫定値)			- S↑-差	和3年度以降の人工造林面積を指標とした。 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度~令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの人工造林面積26万haを目標値とした。
	_	把握(	の方法		庁調べ 関査年度の翌 郎道府県等か				翌年度7月頃	! 頁把握予定)	)	
			合いの 2方法		ん)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 ンク:50%未満	į
	****						年月	まごとの目:	標値			
	前年度までの	基準値		┃ ┃ 目標値			年月	きごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	(指標の見直しにより前年度までの 指標が上記と異なる場合)		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
						_	_	26%	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)イ「適正な伐採と更新の確保」に該当するアウトカム指標として設定。
		00/	00 F #	0.0%	r fr: nh:						o	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(注2)(令和元年5月28日閣議決定)に基づき目標を設定した。
	齢級(注1)別面積の分散	0% 29年	29年度	26%	5年度	-	-	33.5%			- S↑-差	齢級別面積について、平均値からのばらつき具合を表す値(分散)を人工林の育成単層 林の偏りある齢級構成の改善に向けた進捗度合いとして算出した。2017年の分散を0%と し、全国森林計画で推計した15年後(2032年)を100%として、令和5年度時点の目標値 (26%)を設定。実績値の把握は5年に一度であり、次回は令和5年度の実績を把握予定。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
		把握(	の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月 算出方法:5年に1度の森林資源現況調査に基づき把握(次回の実績把握は令和5年度)								
			合いの 7方法								単年度分散ー ンク:50%未満	当該年度分散(目標値))×100 i

施策(2)	面的なまとま	りをもった森	林管理								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	森林の経営	管理の集積、	森林関連情	報の整備・提	供を図る。						
目標① 【達成すべき目標】	森林の経営	管理の集積等	<b>等</b>								
70.1 to 170	***					• "	度ごとの目れ 度ごとの実績			指標-	
測定指標	基準値	基準年度	. 目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					79%	81%	84%	86%	89%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)ア「森林の経営管理の集積等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
私有人工林における集積・集約化 ア の目標(私有人工林の5割)に対す る達成割合	71%	27年度	100%	10年度	82%	84%	令和6年 9月 把握予定			- S↑-差	森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林管理を進める必要があり、森林経営計画(注3)の作成の促進と併せて、平成31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注4)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。 そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずの向上させていくものとして目標値を設定した。
	把握(	の方法		宁調べ 調査年度の翌 郡道府県からの		により把握					
		合いの 方法		%)=(当該年 0%超、Aラン:						)×100 ンク:50%未満	į

目標② 【達成すべき目標】	航空レーザー	一測量を推進	進し、森林資源	原情報の精度	向上を図る						
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	まごとの目:			+F:1#	
測定指標	基準値		目標値			牛儿	きごとの実	領値	1	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	日 开 刀 枳	
	40%	2年度	80%	8年度	50%	53%	60% 令和6年 9月下旬 把握予定	67%	74%	- S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)イ「森林関連情報の整備・提供」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 G空間行動プラン2022(令和4年6月地理空間情報活用推進会議決定)において定めた 目標に基づき、令和8年度までに令和2年度の倍の80%まで増加させることとした。
ア 航空レーザ計測を実施した民有林 面積の割合	把握6	D方法 <u></u> 合いの	算出方法:本	間査年度の翌 木野庁の補助 6)=(当該年	事業の実施 度実績(見:	<ul><li>(状況及び者</li><li>(込)値ー基準</li></ul>	調査年度の 那道府県への 単値)/(当割	り取組等の間 	き取り  直-基準値		各年度の目標値については、各年度で一定割合で向上させることとして設定した。

施策(3)	再造林の推	進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	再造林の推	進に向けて、	優良種苗の気	安定的な供給	1、造林適地	の選定、造	林の省力化	と低コスト化	等を進める。	1	
目標① 【達成すべき目標】	成長に優れ	たエリートツリ	リー(注5)等の	)種苗の生産(	体制を整備						
測定指標	基準値		目標値				度ごとの目? 度ごとの実?			指標一	测点化槽内'强点抽中 17.5 口槽体 (小) 维。 口槽 左 床) 不引点 不相加
<b>測</b> 疋 扫標	<b>基</b> 华॥	基準 年度	- 日保旭	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	283 万本	元年度	3,000	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	674 万本	778 万本	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ア「成長に優れたエリートツリー等の種苗の生産体制を整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万
ア 林業用苗木のうち、エリートツリー 等の苗木の本数	万本	<b>九</b> 牛及	万本	12十度	409 万本	521 万本	令和6年 12月上旬 把握予定 (暫定値)			3 一左	本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹(注6)から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種糖園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
	出典:林野庁調べ 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告										
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150	%) = (当該年 0%超、Aラン	度実績(見 ク:90%以上	込)値-基準:150%以下	準値)/(当記 、Bランク:50	亥年度目標( 0%以上90%	直-基準値 法満、Cラン	)×100 ンク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	造林適地を	抽出する技術	析の普及												
						年月	度ごとの目	標値							
	基準値		│ 」 目標値			年月	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	   測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算万領					
	0	2年度	47	7年度	-	-	30 都道府県	39 都道府県	47 都道府県	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)イ「造林適地の選定」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和4年度までに開発を行ったICT等新たな技術による森林ゾーニング補助ツール等を				
ICT等新たな技術による森林ゾーニング補助ツール等を活用し、造林適地の判別を行った都道府県数	都道府県	2十尺	都道府県	7千及	_	_	32 都道府県 (暫定値)			3 左	活用し、造林適地の判別を行った都道府県数を測定指標として設定した。 造林適地の指定は市町村の計画等において行うが、当該計画等は5年ごとに見直される ものであるところ、中途変更も活用しながら3年間で達成を目指すものとし、目標値につい ては、初年度に集中的に国から普及を図ることで令和5年度を全体の2/3程度の30、その 後を均等割にした。				
	把握(	の方法	作成時期:訓	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握											
		合いの 方法		達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
目標③ 【達成すべき目標】	再造林の確	実な実施、省	省力かつ低コス	ストの造林体系	系の確立										
						年月	度ごとの目	標値							
	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可异刀块					
					3 万ha	8 万ha	13 万ha	19 万ha	26 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「再造林の確実な実施」に該当するアウトカム指標として設定。				
ア 令和3年度以降に人工造林を実施した面積【再掲】	0 万ha	2年度	70 万ha	12年度	3.4 万ha	6.7 万ha	10.2 万ha (暫定値)			· S↑-差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度~令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの人工造林面積26万haを目標値とした。				
	把握(	の方法	出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法: 都道府県等からの実績報告により把握												
		合いの 方法	プロガ法: 都迫村県寺からの美額報音により把握 達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値): A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cラン								ř				

						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可异刀短	
	44%	3年度	85%	10年度	-	-	-	63%	68%	· F↑—差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和6年5月24日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、
人工造林面積のうち、造林の省力 イ 化や低コスト化を行った面積の割 合	4470	3牛疫	85%	10年度	44%	51%	67% (暫定値)			- 『一左	(日本) 9 3以休に垣林の一員下来システムの導入寺を美地した垣林面頂の割合について、各年度概ね一定割合(5%/年程度)向上させ、令和10年度までに85%まで増加させることを目標値として設定した。 ※森林法第4条の規定に基づき、令和5年10月の全国森林計画の策定に併せて、令和6年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな目標が設定されたため、政策評価における目標を見直し。
	把握(	の方法		坾調べ 関査年度の翌 郊道府県等か							
		合いの 方法		6)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 /ク:50%未満	
前年度までの						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標一	
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの 指標が上記と異なる場合)		基準 年度		_						計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
担保が上記と来るの物ログ				日標年度	<b>3年度</b> 37%	<b>4</b> 年度	<b>5年度</b>	<b>6年度</b>	<b>7年度</b>	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。
担保が上記と来ふる物ログ	22%		44%	目標 年度 5年度			1 12		112	計算分類 	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面
人工造林面積のうち、造林の省力	22%	年度	44%	年度			44%		112		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
	22%	年度	44%	年度	37%	40%	44%		112		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させる
人工造林面積のうち、造林の省力		年度	出典:林野/ 作成時期:	5年度	37% 44% 年度12月頃	40% 51% ででである。	44% 67% (暫定値) 調査年度の	Р	Р	F↑一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指

施策(4)	野生鳥獣に	よる被害への	対策の推進								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			きのため、鳥獣 上森林区域を記				効果的かっ	⊃効率的な捕	養及び防護	<b>養技術の開発・</b>	実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置のほか、重点的な鳥獣害対
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣害防止	森林区域を記	設定し、必要な	よ対策を実施	Ĩ.						
測定指標	基準値		」目標値			• • •	度ごとの目 度ごとの実			指標-	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
<b>州</b> 亿1日1示	基準値	基準 年度	다 1차 IIL	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	房, 足由保 ♥ 医足径由及 ♥ 日 标
	59%	o fee the	対前年度	for the life	対前年度 以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度 以上	対前年度 以上		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)「鳥獣害防止森林区域を設定し、必要な対策を実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
鳥獣害防止森林区域を設定した ア 市町村のうち、シカ被害発生面積 が減少した市町村の割合	59%	2年度	以上	毎年度	59%	63%	令和6年 11月下旬 把握予定			- F↑ 一直	平成28年の森林法改正により市町村が「鳥獣害防止森林区域」を設定し、対策を重点的に講じることとしており、本区域の設定とシカ被害に関する施策の効果を評価するために、本指標を設定。 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。
	出典: 林野庁調べ 把握の方法 作成時期: 調査年度の翌年度11月下旬頃 算出方法: 都道府県からの実績報告により把握										
		合いの 方法	達成度合(% Aランク:100								

施策(5)	適切な間伐	(注7)等の推	進								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	適切な間伐	等の推進に向	可けて、間伐等	等特措法の枠	組みの活用	月、森林経営	管理制度と	森林環境譲	与税の活用	引、列状間伐等	の普及を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	間伐等を推済	進									
測定指標	甘淮庙		目標値			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	度ごとの目れ 度ごとの実績			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
<b>炽</b> 足 徂 惊	基準値	基準 年度	. 口标吧	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	<b>測</b> た拍標の選足埋田及び日標値(水学・日標平度)の設定の低拠
	0 Eb. 2年度	450	10/5 15	38 万ha	78 万ha	120 万ha	163 万ha	207 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(5)「間伐等の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
ア 令和3年度以降に間伐等を実施し た面積	万ha	2年度	万ha	12年度	36.5 万ha	69.4 万ha	令和6年 9月 把握予定 (暫定値)			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万ha(令和3年度~令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの間伐面積207万haを目標値とした。
	出典: 林野庁調べ 把握の方法 作成時期: 調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度7~9月頃把握予定) 算出方法: 都道府県等からの実績報告により把握										
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150						。未満、Cラン	ンク:50%未満	

施策(6)	路網整備の	推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	路網整備の	推進に向けて	、傾斜区分	と作業システム	ムに応じた目	指すべき路	絡網密度の水	(準を踏まえ	つつ路網の	整備を引き続	き進めるとともに、災害の激甚化等に対応できるよう路網の強靱化、長寿命化を図る。	
目標① 【達成すべき目標】	路網整備の	徹底										
704	基準値		D + # / +			• • •	妻ごとの目れ 妻ごとの実績			指標一		
】定指標   	基準値	基準 年度	目標値 目標 年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	19.49 万km	- A: E	21	17年度	19.62 万km	19.69 万km	19.76 万km	19.84 万km	19.93 万km	- S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(6)「路網整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
ア 林道等の整備量			万km	17年度	19.57 万km	19.58 万km	19.63 万km (暫定値)			5   一左	森林・林業基本計画に示す今後15年間の林道等の整備の目安21万kmを目標値として 設定。 各年度の目標値については、基準年度の新規整備量の実績を考慮して、毎年度段階的 に新規整備量を増加させていくことを目標として設定した。	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	把握6		出典:林野戶作成時期:訓算出方法:者	間査年度の翌	年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) らの実績報告により把握							
	達成度			6)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 ンク:50%未満		

施策(7)	複層林化(注	主8)と天然生	林の保全管理	里等の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様性	の保全、花料	分発生源対策	の推進等を図	図る。								
目標① 【達成すべき目標】	針広混交林	化の取組等	を推進										
						年月	度ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実行	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可并力块			
											【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ア「生物多様性の保全」に該当するアウトカム指標として設定。		
	1.5%	5年度	4.3%	10年度	-	-	-	2.0%	2.6%	- S↑-差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和6年5月24日閣議決定)に基づき、育成複層林に誘導する こととされている育成単層林のうち育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.6% /年)向上させ、令和10年度までに4.3%に増加させることを目標値として設定した。		
ア 育成単層林のうち、育成復層林へ 誘導した森林の割合					-	-	-				※森林法第4条の規定に基づき、令和5年10月の全国森林計画の策定に併せて、令和6年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな目標が設定されたため、政策評価における目標を見直し。		
	把握6	の方法		庁調べ 間査年度の翌 『道府県等か				翌年度7月頃	頁把握予定)	)			
		合いの 7方法		る)=(当該年 )%超、Aラン						)×100 ンク:50%未満	i		
前年度までの						年月	度ごとの目	標値					
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの	基準値		目標値			年月	度ごとの実行	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
指標が上記と異なる場合)		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可异刀块			
					2.5%	2.7%	2.9%	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ア「生物多様性の保全」に該当するアウトカム指標として設定。		
	1.9%	30年度	2.9%	5年度						S↑-差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、育成単層林のうち育成 複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9% に増加させることを目標値として設定した。		
育成単層林のうち、育成複層林へ 誘導した森林の割合					2.6%	2.9%	3.1% (暫定値)				※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。		
	把握(	の方法	作成時期:訓	出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法: 都道府県等からの実績報告により把握									
		合いの 7方法		6)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 ンク:50%未満	į		

	目標② 【達成すべき目標】	公的主体に	よる森林整備	を推進								
	;nı ← +€+=	基準値		日標値			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	度ごとの目:			指標一	ᇄᅌᄠᄺᄭᄙᅌᅖᅭᅚᇬᄝᄺᄷᄼᅶᄷᆞᄆᄺᇨᇠᄼᄭᇌᅌᄭᄱᄳ
	測定指標	<b>基</b> 华胆	基準 年度	日信旭	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	ア 市町村における森林の集積・集約 化のための意向調査の実施面積	40 万ha	2年度	170 万ha	8年度	-	83 万ha 81 万ha	105 万ha 令和6年 9月 把握予定	127 万ha	148 万ha	- S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)イ「公的な関与による森林整備」に該当するアウトカム指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の公益的機能の発揮に向け、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、平成31年度から開始された森林経営管理制度等も活用し、公的主体による森林整備を推進することとしている。 市町村が森林所有者に対して、所有森林の経営管理の意向を確認するために実施する「意向調査」という公的な関与により、森林整備に繋がることが一定程度期待されることから、意向調査の実施面積を測定指標として設定。 目標値については、森林の集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとしており、当該目標を達成するために必要な意向調査の実施面積(170万ha)を最終的な目標値とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして、年度ごとの目標値を設定した。
		把握여	の方法	出典:林野戶 作成時期: 算出方法:者	間査年度の翌		により把握					
			合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150							)×100 ンク:50%未満	

	目標③ 【達成すべき目標】	花粉症対策	に資する苗オ	での生産や植	栽							
							年月	度ごとの目標	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実施	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		1	基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
	<b>ア</b> 林業用苗木のうち、エリートツリー 等の苗木の本数【再掲】	283	元年度	3,000	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	674 万本	778 万本	- S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ウ「花粉発生源対策の実施」に該当するアウトカム指標として設定。 エリートツリー等の苗木は、一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下であり、花粉症 対策に資する苗木であるため、指標として選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万
		万本	元 年 及	万本	12年度	409 万本	521 万本	令和6年 12月上旬 把握予定 (暫定値)			5   一左	日標については、休果用田木のウラエリートノリー等の国木の本級(令和12年度)、1000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種穂園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
		把握6		出典:林野戶 作成時期: 第出方法:者	間査年度の翌			間査年度の翌	翌年度12月頃	頁把握予定)	)	
		達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150							)×100 ンク:50%未満	

施策(8)	カーボンニュ	ュートラル実現	見への貢献								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			関に貢献す □ネルギーの₹				管理·保全、	エリートツリー	一等の再造	林、木質バイ	オマスのエネルギー利用、木質系新素材の開発・普及、HWP(伐採木材製品)(注9)による
目標① 【達成すべき目標】	適切な間伐	の実施、エリ	ートツリー等の	)再造林を促	進、木材の	利用の拡大	を通じたHWI	P(伐採木材	製品)による	が炭素の貯蔵	
						年月	度ごとの目標	票値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実績	責値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	H1 <del>31</del> / J / Q	
					38 万ha	78 万ha	120 万ha	163 万ha	207 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「適切な間伐の実施」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 令和3年度以降に間伐等を実施した面積【再掲】	0 万ha	2年度	450 万ha	12年度	36.5 万ha	69.4 万ha	令和6年 9月 把握予定 (暫定値)			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万 ha(令和3年度~令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの間伐面積207万haに基づき設定した。
	把握(	の方法		庁調べ 関査年度の翌 『道府県等か				年度7~9月	頃把握予算	定)	
		[合いの ]方法		6)=当該年月 0%超、Aラン					未満、Cラン	ンク:50%未満	i
	283	元年度	3,000	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	674 万本	778 万本	- S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再造林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万
イ 株業用苗木のうち、エリートツリー 等の苗木の本数【再掲】	万本	九千茂	万本	12十度	409 万本	521 万本	令和6年 12月上旬 把握予定 (暫定値)			3   一左	本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種穂園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
	把握(	の方法		庁調べ 関査年度の翌 邓道府県からの			関査年度の翌	<b>!</b> 年度12月頃	〔把握予定)	)	
				ん)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 ンク:50%未満	i

						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可异万短	
	0		70		3 万ha	8 万ha	13 万ha	19 万ha	26 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再造林を促進」に該当するアウトカム指標として 設定。
ゥ 令和3年度以降に人工造林を実施 した面積【再掲】	2年度	万ha	12年度	3.4 万ha	6.7 万ha	10.2 万ha (暫定値)			- S↑-差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度~令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの人工造林面積26万haに基づき設定した。	
	把握0	の方法	出典:林野戶作成時期:訓算出方法:者	庁調べ 間査年度の翌 邪道府県等か	年度12月頃 らの実績報	頁(暫定値は 告により把抜	調査年度の 屋	翌年度7月頃	頁把握予定)	)	
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150							)×100 ンク:50%未満	
	3,100	元年度	4,000	7年度	3,300 万m3	3,400 万m3	3,600 万m3	3,800 万m3	4,000 万m3	- F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「木材の利用の拡大を通じたHWP(伐採木材製品)による炭素の貯蔵」に該当するアウトカム指標として設定。HWP(伐採木材製品)の炭素貯蔵量は木材利用量と廃棄量の差分から求められる変化量であり、木材利用量の増加がHWPの炭素貯蔵量の増加に寄与することから、指標として設定。
エ 国産材の供給量	万m3	<b>九</b> 平及	万m3	7年度	3,372 万m3	3,462 万m3	令和6年 9月末 把握予定			- r   — <u> E</u>	■の増加に寄与りることから、指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において定められている令和7年度4,000万m3を目標とした。各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。
	把握6	の方法		需給表 調査年度の翌 ト材需給表の					•		
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150						が未満、Cラン	ンク:50%未満	

	施策(9)	国土の保全	等の推進									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国土の保全	等の推進に「	句けて、適正な	な保安林の配	備及び保全	<b>è</b> 管理、国民	との安全・安	心の確保の7	ための効果に	的な治山事業	森林病虫害対策等を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	保安林(注1	0)を計画的に	こ指定								
	개나 수 나는 4점	甘淮広		口捶仿				度ごとの目: 度ごとの実:			指標一	ᇄᅌᄠᄺᄭᄙᅌᅖᅭᅚᇬᅜᄪᅝᄼᅶᄷᆞᄆᄪᄯᅉᆞᄼᇌᅌᄭᄱᄳ
	測定指標	基準値	基準 年度	」目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		1.007		1.000		_	_	-	1,237 万ha	1,242 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)ア「保安林を計画的に指定」に該当するアウトカム指標として設定。
- F	保安林の面積	1,227 万ha	4年度	1,306 万ha	20年度	-	-	1,229 万ha			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、全国森林計画(令和5年10月13日閣議決定)により令和20年度までの計画量 が定められているが、各年度の目標値は定められていないことから、各年度の目標値につ いては、毎年一定の割合で向上させることとした。
	<b>小女</b> が127回復	把握(	の方法		庁調べ 間査年度の翌 邓道府県から			I		l		
			合いの 方法		6)=当該年原 0%超、Aラン					%未満、Cラ	テンク:50%未満	肯
	前年度までの 測定指標						• • •	度ごとの目; 度ごとの実;			指標一	
	(指標の見直しにより前年度までの 指標が上記と異なる場合)	基準値	基準 年度	」 目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						1,237 万ha	1,243 万ha	1,248 万ha	1,253 万ha	1,259 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)ア「保安林を計画的に指定」に該当するアウトカム指標として設定。
	保安林の面積	1,221 万ha	30年度	1,301 万ha	15年度	1,226 万ha	1,227 万ha	1,229 万ha			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、全国森林計画(令和3年6月15日閣議決定)により令和15年度までの計画量 が定められているが、各年度の目標値は定められていないことから、各年度の目標値につ いては、毎年一定の割合で向上させることとした。
		把握(	の方法		     調べ   調査年度の翌   『道府県から			I	1	l	1	
			合いの 方法		6)=当該年原 0%超、Aラン					%未満、Cラ	テンク:50%未満	

						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実行	<b>績値</b>		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
MACIHIM	<b>27</b>	基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	METHODE CHARGE OF THE TRANSPORTED TO THE TRANSPORTE
	58.1		60.5		-	-	-	58.6 千集落	59.1 千集落		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等にき治山対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和6年5月24日閣議決定)に掲げる周辺の森林の山地別
治山対策を実施したことにより周辺 ア の森林の山地災害防止機能等が 確保される集落の数	千集落	5年度	千集落	10年度			58.1			S↑-差	防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標とする。 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上さ 令和10年度までに60.5千集落まで増加させることとした。
					_	_	千集落 (暫定値)				※森林法第4条の規定に基づき、令和5年10月の全国森林計画の策定に併せて、令年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな目標が設定されたため、政策評 おける目標を見直し。
	把握여	の方法		宁調べ 関査年度の翌 8道府県等か				翌年度6月頃	把握予定)		
		合いの		る)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 ンク:50%未満	į
前年度までの						-100%未満 年月	、Bランク:50 <b>変ごとの目</b>	0%以上80% 標値		/ク:50%未満	i
前年度までの 測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合)		方法 基準		0%超、Aラン 目標		-100%未満 年月	、Bランク:50	0%以上80% 標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指	基準値	基準年度	A <sup>*</sup> ランク: 100 <b>目標値</b>	9%超、Aラン 目標 年度	ク:80%以上	年」 年月	、Bランク:50 <b>度ごとの目</b> を <b>度ごとの実</b> を	0%以上80% 標値 績値	る未満、Cラン	/ク:50%未満 指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  【測定指標の選定理由】  基本計画第3の1(9)イ「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等に き治山対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指	判定	方法 基準	A'ランク:100	0%超、Aラン 目標	ク:80%以上 <b>3年度</b> 57.6	年 年 年 4年度 58.1	、Bランク:50 <b>まごとの目</b> <b>まごとの実</b> <b>5年度</b>	9%以上80% 標值 績値 6年度	5未満、Cラン <b>7年度</b>	ンク:50%未満         指標ー	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等にき治山対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる周辺の森林の山地防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標とする。 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上さ令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合) 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が	判定 基準値 56.2 千集落	基準年度	A <sup>*</sup> ランク: 100 <b>目標値</b> 58.6	0%超、Aラン <b>目標度</b> 5年度	2:80%以上 3年度 57.6 千集落 57.3 千集落	-100%未満 年 4年度 -58.1 千集落 -57.7 千集落	、Bランク:50       まごとの目       まごとの実       5年度       58.6       千集落       58.1       千無確値	<b>標値</b> <b>積値</b> 6年度	7年度 P	/ク:50%未満 指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等にき治山対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる周辺の森林の山地防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標とする。 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上さ令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中

						年月	きごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可异刀块	
					-	-	-	98%	99%	20.4	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ(エ)「海岸防災林等の整備強化」に該当するアウトカム指標として 設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和6年5月24日閣議決定)に掲げる海岸防災林等の延長約 9,000kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として
イ 適切に保全されている海岸防災林 等の割合	98%	5年度	100%	10年度	-	-	98% (暫定値)			- S↑-他	関係施策を推進する。 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画も勘案しつつ、令和10年度までに概ね100%まで増加させることとした。 ※森林法第4条の規定に基づき、令和5年10月の全国森林計画の策定に併せて、令和6年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな目標が設定されたため、政策評価における目標を見直し。
	把握(	の方法		坾調べ 関査年度の翌 邓道府県等か				翌年度6月頃	把握予定)		
		合いの 方法	達成度合(% Aランク:90%	6) = (海岸防 6以上、Bラン	災林等の延 ク:50%以_	€長-(機能 上90%未満。	が低下した? 、Cランク:50	毎岸防災林역 %未満	等の延長-	当該年度まで	に治山事業により機能の回復した海岸防災林等の延長))/(海岸防災林等の延長)×100
前年度までの						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値 	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
指標が上記と異なる場合)		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	H13173730	
					98%	99%	100%	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ(エ)「海岸防災林等の整備強化」に該当するアウトカム指標として 設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
適切に保全されている海岸防災林 等の割合	96%	30年度	100%	5年度	98%	98%	98% (暫定値)			- S↑-他	森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる海岸防災林等の延長約9,000kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。
											※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
	把握(	の方法		庁調べ 関査年度の翌 81道府県から6			間査年度の翌	翌年度6月頃	把握予定)		
		合いの 方法		6)=(海岸防 6以上、Bラン					等の延長-	当該年度まで	に治山事業により機能の回復した海岸防災林等の延長))/(海岸防災林等の延長)×100

目標③ 【達成すべき目標】	松くい虫(注	11)対策等に	こついては、防	ち除を引き続:	き実施、対策	<b>策については</b>	被害先端地	也に重点化			
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年原	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可异万知	
	85%	元年度	100%	7年度	90%	93%	95%	98%	100%	· F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策等については、防除を引き続き実施」に該当するアウトカム指標として設定。
保全すべき松林(注12)の被害率 ア が1%未満の「微害」に抑えられて	85%	<b>元</b> 年度	100%	7年度	85%	89%	87%				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(約3%/年)向上させ、令和7年度までに 100%とすることとした。
いる都府県の割合	把握여	の方法	出典:林野戶 作成時期:訓 算出方法:者	間査年度の翌							
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合(%	6) = 当年度	実績(見込)	値/当年度	目標値×10	00		6都府県の割・ /ク:50%未満	合により算定する。
	100%	2年度	100%	毎年度	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	F= 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策については被害先端地に重点化」に該当するアウトカム指標として設定。
高緯度・高標高の被害先端地域が 存する都府県の保全すべき松林 の被害率に対する全国の保全す	100%	2十段	以上	<b>一</b> 中干及	91%	85%	86%			r — L	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率を下回った場合である100%以上とすることとした。
の被害率に対する至国の保全すべき松林における被害率の割合	把握0	の方法	出典:林野戶 作成時期: 算出方法:者	関査年度の翌							
	達成度 判定	合いの 方法		6) = (全国の	保全松林の	被害率)/	(先端地域)	バ存する都府		における被害 ☆林被害率)×	7率以下に減少させる。 100

施策(10)	新たな山村値	価値の創造									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	山村の内発	的な発展、山	村集落の維持	诗·活性化、関	関係人口の打	拡大等を図	る。				
目標① 【達成すべき目標】	未利用材の	熱利用などを	*推進								
701	+ >#  +		D##				度ごとの目:			指標一	
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	693		800		720 万m3	740 万m3	760 万m3	780 万m3	800 万m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)ア「未利用材の熱利用などを推進」に該当するアウトカム指標として 設定。
ア 国産の燃料材利用量	万m3	元年度	万m3	7年度	935 万m3	1,026 万m3	令和6年 9月末 把握予定			- F↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は 定められていない。このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結 び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。
) DE-OWNTRATE	把握0		出典:木材需作成時期:調 算出方法:木	間査年度の翌							
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						未満、Cラン	ンク:50%未満	

目標(2) 【達成すべき目標】	「緑の雇用」	事業(注13)	によるトライア	ル雇用等を契	2機とした移	住・定住の(	足進				
							まごとの目:			+r-1=	
測定指標	基準値	<b>+</b> :#	目標値	D.##		平月	<b>きごとの実</b> ⋮	領1世		指標-	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
	720	二左座	200	7/E FF	75%	76%	78%	79%	80%	p↑ <b>a</b>	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)イ「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標系統・株業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標
新規就業者(林業作業士(フォレス アトワーカー)(注14)1年目研修生) の就業3年後の定着率	73%	元年度	80%	7年度	72%	78%	78%			- F↑-直	を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、新規就業者の確保に加え、定着率を向上させて離職者数を抑制する必要がある。 具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と 試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として 設定した。 各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に 設定した。
	把握6	の方法		庁調べ 関査年度の翌 緑の雇用」新							
		合いの 方法		る)=当該年♬ ○%超、Aラン					。未満、Cラ	ンク:50%未満	<b>埼</b>
目標③ 【達成すべき目標】	「森林サービ	゛ス産業」(注	15)の推進								
						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	117177	
	0		70		20 地域	30 地域	35 地域	60 地域	70 地域		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)ウ「『森林サービス産業』の推進」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 「森林サービス産業」に取り組む地	地域	元年度	地域	7年度	21 地域	49 地域	50 地域			- S↑-差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「森林サービス産業」に取り組む地域数については、当初、令和7年度末までに各都道府県1地域程度(計45地域)とすることを目標値として設定し、それに向けて各年度の目標値を設定していたが、令和5年度末の実績値を踏まえ、令和7年度末までに各都道府県1~2地域程度(計70地域)とし、毎年10地域増加するものとして目標値を設定した。
	把握6	の方法		庁調べ 関査年度の翌 邓道府県への		より把握					
		合いの 方法		%)=(当該年 0%超、Aラン						)×100 ランク:50%未ネ	<b>茜</b>

施策(11)	国民参加の	森林づくり等	の推進								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国民参加の	森林づくり等	の推進に向け	けて、多様な主	<b>生体による森</b>	林づくり活真	動を促進する	るため、企業	・NPO等の	ネットワーク化	、. 普及啓発活動を促進するとともに、森林環境教育等の充実を図る。
目標① 【達成すべき目標】	多様な主体	による植樹な	ど森林づくり	活動の促進							
測定指標	基準値		目標値				度ごとの目れ 度ごとの実施			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
パルニコロホ	<b>坐</b> 牛胆	基準 年度	ᄀᆥ	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	例定由保V选定在由及UT自标值(小平*自标平反/V00定V100度
	69.3		73.4		69.8 千件	70.2 千件	70.7 千件	72.9 千件	73.4 千件		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当する アウトカム指標として設定。
<b>ア</b> フォレストサポーターズ(注16)の登	千件	2年度	千件	7年度	69.6 千件	70.3 千件	72.4 千件			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度のフォレストサポーターズの登録件数69.3千件を基準値とし、令和3~5年度 は毎年500件程度、令和6年度以降は令和5年度実績値から毎年500件程度増加すること を前提として目標を設定した。
<b>,</b>	把握の	の方法	出典:林野戶 作成時期: 算出方法:制	庁調べ 間査年度の翌 間度運営団体	年度4月 の情報によ	り把握					
		合いの  方法		6)=当該年月 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未済	苘
	4,502		4,582		4,512 団体	4,522 団体	4,542 団体	4,562 団体	4,582 団体		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当する アウトカム指標として設定。
<ul><li>イ 森林ボランティア団体数</li></ul>	団体	2年度	団体	7年度	4,474 団体	4,579 団体	令和6年 9月中旬 把握予定			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度の森林ボランティア団体数は4,502団体を基準値として、近年の傾向を踏まえ 設定。なお新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和4年度までは毎年10団体の増加、令和5年度から7年度は毎年20団体の増加とすることを目標として設定した。
	把握6	の方法		庁調べ 間査年度の翌 『道府県からの		により把握	1			•	
		合いの 方法		6)=当該年月 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未ネ	苘

							年月	度ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実行	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
	ウ 民有林における企業による森林づくり活動の実施箇所数	1,101	元年度	1,311	7年度	1,121 箇所	1,131 箇所	1,144 箇所	1,298 箇所	1,311 箇所		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当する アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
		箇所	九千及	箇所	1千及	1,148 箇所	1,272 箇所	令和6年 9月 把握予定			. —	令和元年度の企業による森林づくり活動の実施箇所数1,101箇所を基準値とし、近年の傾向を踏まえ設定。 令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し毎年10箇所の増加、令和5年度からは13箇所の増加、令和6年度以降は、令和4年度の実績値から毎年度13箇所ずつ増加するものとして目標値を設定した。
		把握6	の方法		宁調べ 関査年度の翌 8道府県から6		により把握					
					6)=当該年月 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ンク:50%未清	有

施策(12)	国際的な協調	調及び貢献									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国際的な協調	調の下で、持	続可能な森林	林経営に向け	た取組を推	進し、SDG	sや国連森	林戦略計画等	等の国際目	標の実現を図	ప.
目標①【達成すべき目標】	開発途上地	域における森	兵林減少・劣化	上の抑制、山地	地災害の防	止、違法伐	採対策等に	貢献			
測定指標	基準値		目標値			• "	度ごとの目: 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
<b>测</b> 处相惊	<b>本</b> 华胆	基準 年度	. 口标吧	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	<b>                                       </b>
	0.0 (1).	o fee the	00 (1)	a fee the	92件	94件	96件	97件	99件		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(13)「開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献」に該当するアウトカム指標として設定。
持続可能な森林経営(注17)を推 ア 進する民間団体等による国際協力 プロジェクト数	90件	2年度	99件	7年度	99件	103件	111件			- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 我が国が世界の持続可能な森林経営の推進のために実施した国際協力プロジェクトの数(森林・林業分野における①民間団体による国際協力プロジェクト及び②JICAによる国際協力プロジェクトの合計数)を、令和7年度の最終目標値99件(5年間で10%増加)に設定し、毎年度一定割合(年2%)で増加させることとして設定した。
	把握0	の方法	出典:林野戶作成時期:調算出方法:JI	間査年度の翌		の実績報告	たより把握				
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:15						%未満、Cラ	ランク:50%未済	<b></b>

#### 政策手段一覧

## 予算に係る政策手段

ア昇リ	こ係る収策手段 ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	ŧ	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:6-7,8,13,17,24)	$ \begin{array}{c} (5)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (6)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (6)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (7)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (7)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (9)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (9)-2)-\mathcal{T} \\ (9)-2)-\mathcal{T} \\ (10)-\bigcirc \mathcal{T} \\ (10)-2-\mathcal{T} \\ (10)-3-\mathcal{T} \end{array} $	003262	(17)	分収林等施業転換推進事業 (平成30年度) (主)	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ア	003362
(2)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:6-1,3,7,8,10,13,14,15,17,20,21,24)	(10)-①-ア (10)-②-ア (10)-③-ア	003339	(18)	世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主)	(7)-①ーア	003363
(3)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:6-7,13,14,24)	(4)-①-ア	003337	(19)	森林技術国際展開支援事業 (令和2年度) (主)	(12)-①-ア	003365
(4)	地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (主)	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	003343	(20)	カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 (令和4年度) (主)	(10)-③-ア (11)-①-ア (11)-①-イ (11)-①-ウ	003501
(5)	森林病害虫等被害対策 (昭和25年度) (主)	(9)-③-ア (9)-③-イ	003344	(21)	治山事業(補助) (昭和26年度) (主)	(9)-②-ア (9)-②-イ	003345
(6)	保安林等整備管理費 (昭和27年度) (主)	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	003346	(22)	森林整備事業(国研) (昭和36年度) (主)	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	003347
(7)	特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	(3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (7)-①-ア (7)-②-ア (8)-①-ア (8)-①-d (8)-①-ウ	003349	(23)	森林整備事業(補助) (平成23年度) (主)	(1)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (3)-③-4 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-①-7 (7)-①-7 (8)-①-7 (8)-①-7	003354

(8)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主)	(2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (7)-①-ア (9)-③-ア (9)-③-イ	003366	(2	森林整備事業(直轄) 4) (平成25年度) (主)	(1)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (3)-③-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-①-7 (7)-①-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-1	003355
(9)	森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (主)	(8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	003350	(2	治山事業(直轄) 5) (平成25年度) (主)	(9)-②-ア (9)-②-イ	003356
(10)	幹線林道事業移行円滑化対策交付金 ) (平成20年度) (主)	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ア	003351	(2)	森林・林業担い手育成総合対策 6) (平成25年度) (関連:6-20)	(10)-@-7	003367
(11)	花粉発生源対策推進事業 (平成21年度) (主)	(7)-③-ア	003352	(2	林業·木材産業国際競争力強化総合対策等 7) (平成27年度) (関連:6-20,21)	(2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-ア (3)-③-7 (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-4 (8)-①-2	003371
(12)	森林生態系多様性基礎調查事業 (平成22年度) (主)	(7)-①-ア	003353	(2	林業·木材産業成長産業化促進対策 8) (平成30年度) (関連:6-20,21)	(2)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7 (3)-②-7 (3)-③-4 (5)-①-7 (6)-①-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-4 (8)-①-±	003372
(13)	国有林野事業 ) (平成25年度) (主)	(1)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-②-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-†	003357	(2	林業イノベーション推進総合対策 9) (令和2年度) (関連:6-20,21)	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ヴ (8)-①-エ	003378

森林·山村地域振興対策 (14)(平成25年度) (主)	(5)-①-ア (10)-①-ア (11)-①-イ	003358	林業·木材産業循環成長対策 (30) (令和5年度) (関連:6-20,21)	(2)-①-7 (3)-②-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (3)-③-4 (5)-①-7 (6)-①-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-4 (8)-①-±	007061
国際林業協力事業 (15) (平成25年度) (主)	(12)-①-ア	003359	林業デジタル・イノベーション総合対策 (31) (令和5年度) (関連:6-20,21)	(2)-②-ア(8)-①-エ	005877
シカ等による森林被害緊急対策事業 (16) (平成27年度) (主)	(4)-①-ア	003360	花粉の少ない森林への転換促進対策 (32) (令和6年度) (主)	(7)-③-ア	019649
行政事業レビューシート 参照URL https://rssystem.go.jp		•			

#### 非予算関連の政策手段(法令・税制等)

	政策手段	税制の減収見込額(減収額)					政策手段の概要等
	(開始年度)	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	- する 指標	以來于权の似安寺
(1)	森林病害虫等防除法 (昭和25年)	-	_	-	-	(9)-③-ア (9)-③-イ	森林病害虫等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病害虫等の防除を実施することにより、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。
(2)	国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)	-	_	1	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	国有林野の適切かつ効率的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
(3)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	_	-	-	(1)-①-7 (2)-①-7 (3)-③-7 (3)-③-4 (4)-①-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-①-7 (8)-①-7 (8)-①-9 (9)-③-7 (9)-③-4	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。
(4)	森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、 国土の保全に寄与する。
(5)	森林法(保安林制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講じることにより、森林の山 地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。
(6)	森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸 防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。
(7)	地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	-	(9)-②-ア (9)-②-イ	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。
(8)	分収林特別措置法 (昭和33年)	-	_	_	-	$ \begin{array}{c} (1)-(1)-7\\ (3)-(3)-7\\ (3)-(3)-7\\ (3)-(3)-7\\ (5)-(1)-7\\ (6)-(1)-7\\ (7)-(1)-7\\ (8)-(1)-7\\ (8)-(1)-7\\ \end{array} $	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森 林資源の循環利用に寄与する。

(9) 森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	_	_	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
(10) 林業種苗法 (昭和46年)	-	_	_	-	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-イ (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行う者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に寄与する。
森林の保健機能の増進に関する (11) 特別措置法 (平成2年)	-	_	_	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
緑の募金による森林整備等の推進 (12) に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(11)-①-イ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。
森林の間伐等の実施の促進に関 (13) する特別措置法 (平成20年)	-	_	_	-	(3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ヴ	森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、間伐・再造林等を促進するための市町村への交付金、特定母樹の増殖の支援、増殖した特定母樹から育成した苗木を積極的に用いた再造林への支援等の措置を通じて、森林の適正な整備に寄与する。
(14) 森林経営管理法 (平成31年)	-	_	_	-	(2)-①-ア (7)-②-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。
森林・林業・木材産業分野の研究・ (15) 技術開発戦略 (令和4年)	-			_	(1)-①-7 (2)-①-7 (3)-②-7 (3)-②-7 (3)-③-4 (4)-①-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-③-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-4 (9)-②-7 (9)-②-7 (9)-②-7 (10)-②-7 (12)-①-7	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県 等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、 林産物の供給及び利用の確保に寄与する。

保安林の非課税 (16) <sup>[固定資産税:地法第348条第2項</sup> 第7号] (昭和25年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 (17) [所得税・法人税・措法第33条、第 64条] (昭和26年度)	_ (-)	_ ( <del>-</del> )	( <del>-</del> )	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
保安林の非課税 (18) [不動産取得税: 地法第73条の4第 3項] (昭和29年度)	_ (-)	_ (-)	- (-)	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
収用交換等の場合の譲渡所得等 の特別控除 (19) [所得税・法人税:措法第33条の 4、第65条の2] (昭和38年度)	_ (-)	_ (-)	- (-)	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の 多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
計画伐採に係る相続税の延納等 の特例 (20) [相続税: 措法第70条の8の2] (昭和42年度)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
山林所得に係る森林計画特別控 除 (21) [所得税:措法第30条の2] (昭和42年度)	国税45 (67) 地方税127 (151)	国税52 (112) 地方税129 (261)	国税104 (-) 地方税234 (-)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
特定土地区画整理事業等のため に土地等を譲渡した場合の譲渡所 (22) 得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条、第 65条の3] (昭和50年度)	_ (-)	_ (-)	- (-)	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	租税特別措置法第34条、第65条の3の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
特別緑地保全地区等内の土地に 係る相続税の延納に伴う利子税の (23) 特例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	_ (-)	- (-)	- (-)	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。

特定計画山林についての相続税 の課税価格の計算の特例 [相続税: 排法第69条の5] (平成14年度)	26 (-)	26 (-)	28 (-)	-	(6)-①-ア	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林経営(施業)計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする特例措置。本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
山林についての相続税の納税猶 予 [相続税:措法第70条の6の6] (平成24年度)	168 (-)	169 (-)	54 (-)	-	(5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。

# 移替え予算に係る政策手段(参考)

	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID		事業名 (開始年度)	関連する指標	予算事業 ID
(1)	【内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	(1)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (3)-③-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-②-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-†	000174	(6)	【復興庁より】 )森林整備事業(補助) (平成24年度)	-	000592
(2)	【内閣府より】 治山事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	(9)-②-ア (9)-②-イ	000175	(7)	【復興庁より】 ) 森林整備事業(国研) (平成24年度)	-	000593
(3)	【復興庁より】 放射性物質対処型森林·林業再生総合対策事業 (平成24年度)	-	000588	(8)	【国土交通省より】 ) 離島振興事業 (昭和28年度)	(1)-①-7 (3)-②-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-①-7 (7)-②-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-†	004474
(4)	【復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	-	000590	(9)	【国土交通省より】 ) 奄美群島振興開発事業 (昭和29年度)	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-力	004475

|--|

各府省庁行政事業レビューシート 参照URL

https://rssystem.go.jp

- (注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
- (注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

### 参考資料

#### 1. 用語解説

注1	齡級	齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2	森林整備保全事業計画	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を行う「森林整備事業」と国土保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能の確保 が特に必要な保安林等において治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う「治山事業」に関する計画。
注3	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注4	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森 林は市町村が自ら管理する制度。
注5	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注6	特定母樹	エリートツリー等のうち、成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね 半分以下等の基準を満たすものを「特定母樹」として指定。
注7	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐 後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注8	複層林化	針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。

注9	HWP(伐採木材製品)	「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。
注10	保安林	森林のうち、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備などの公益的機能の発揮を目的として、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林。
注11	松くい虫	松くい虫被害は「マツノザイセンチュウ」という体長約1mmの外来の線虫が、在来種であるマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し、枯死させる「マツ材線虫病」であり、 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)においては、マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリ等に限定してこれを「松くい虫」と称している。
注12	保全すべき松林	保安林や景勝地、せき悪地の松林など、公益的機能が高く将来的に保全する必要がある松林であって、松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が 指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全 森林。
注13	「緑の雇用」事業	未経験者でも林業に就き必要な技術を学ぶため、林業経営体に採用された人に対し講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。研修年次に応じて研修の内容をステップアッ プさせ、さまざまな技能を身につけられるよう体系的な研修プログラムが用意されている。
注14	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録された者。
注15	「森林サービス産業」	山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。
注16	フォレストサポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組み。
注17	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。